

れんごう中越地協

第1094号2021.12.11
連合中越地域協議会
長岡市愛宕3-7-24
TEL 0258-86-0111
FAX 0258-86-0884
発行人 矢島 良彦
定価 1部10円
購読料は会費を含む



連合中越地協政策福祉担当

磯田長岡市長に要望書提出

連合中越地協は、11月29日(月)午前10時に「2022年度長岡市予算に関する市政要望」を磯田長岡市長に提出した。

この日は、横澤副議長(政策福祉担当)と猪股副議長(同)、小林事務局長、長事務局長が出席した。



提出にあたり横澤副議長から要望の主要点について趣旨を説明。磯田市長からは、総括地方自治関係では「労働者協同組合法」、雇用労働政策の「雇用創出や地域産業とIT、DX等の課題」、

経済産業政策では「企業誘致やサテライトオフィス」、社会保障医療福祉政策の「医療・介護・保育人材確保やコロナウイルス感染症防止対応」、防災まちづくり交通運輸政策関係

中越地域退職者連合 介護事業に関する要請を行う

中越退職者連合は、11月17日(水)見附市長に、19日(金)は長岡市長に高齢者の福祉増進に向けた「介護事業に関する要請行動」を実施。見附市への要請は、



横澤連合中越副議長、佐々木市議同席で金井副市長と面談。金井副市長からは、見附市第8期介護保険事業計画概要について、健康IIウェルネスをキーワードに、「ス

長岡市では、マンパワーの確保の一環としてイメージアップ研究会を作り、若者の介護職の魅力アップにつなげていること。市民後見人制度創設や認知症対策は、引き続き地域の中での活動を考慮しながら検討していくことを表明。

今後、回答書を役員会で協議し、地域の中で私たちができるもの、できる協力課題等を検討していく。

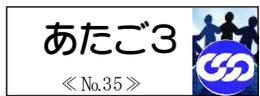
連合新潟 第1回執行委員会 連合新潟第1回執行委員会が、11月25日

「D X化による再構築」、教育政策関係では「30人以下学級の状況」等について説明。要望書は、後日回答を受けた後、政策福祉担当で検討する。

要請は、マンパワーの確保、市民後見人制度の創設、認知症対策について協議。見附市では、地域での協力が必要な後見人や認知症だが、中々地域特性もあり進まないのが現状だが、解決を図るべく努力する。

以前、とあるコーヒーショップで隣に座っていたカップルからこんな会話が聞こえてきた。「仕事は楽しいけど、組合とか面倒臭い。」

時の私は同じ役員の仲間にとっても恵まれたと思ってる。声をかけてくれる仲間のおかげで孤独を感じることもなく、仲間に見える楽しみを張り合いにして活動



幹事(SJネット副委員長) 近藤博子

「あたご3」No.35

サラリーマン川柳(子に注ぐ 妻の期待とおれの金) (宝くじ 馬鹿にしながら 根は本気) (ボーナス日 家族が俺に やさしい日) (四十過ぎ 残りものにも 欲がある)

サラリーマン川柳 (ボーナスは 口座の中を 素通りし) (初雪に 転んで知った プロポーション) (賞味期限 そんなのむかしは 自己責任) (メタボ腹 太っ腹との 腹違い)

あなたの時給とどっちが高い!? 比べてみて!

あなたの賃金は **????** 時給円

2021年10月1日から **新潟県** の地域別最低賃金は **859** 時給円

午後10時～午前5時に勤務する場合 **1,074** 時給円 (深夜割増25%を加算)

裏面で自分の時給を計算してみよう!

「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら「なんでも労働相談ホットライン」へ

いこうよれんごうに **0120-154-052** スマホ・携帯OK

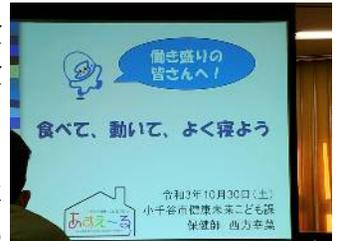
日本労働組合総連合会新潟県連合会(連合新潟)
下越地協・新潟地協・佐渡地協・奥陸地協・中越地協・柏崎地協・上越地協

連合小千谷支部だより

10月30日、小千谷市楽集館にてライフプランセミナー及びクリーン活動を開催しました。

ライフプランセミナーでは、講師として小千谷市役所健康こども未来課健康増進係の方をお招きし「食と健康について」と題し食の大切さ等を学びました。

また天候にも恵まれ、4年ぶりにクリーン活動を実施し、楽集館周辺で大量のゴミを拾いました。



配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

～あなたの年金が変わる～
大切なお知らせ



Step 1 以下の勤め先が対象です。

現在 従業員数 501人以上 の勤め先	2022年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先	2024年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先
------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

Step 2 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上	<input type="checkbox"/> 月額賃金が8.8万円以上
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない

適用拡大特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/tekiyouakudai/index.html>

ご自身の年金額を調べたい方は **ねんきんネット** https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまにお知らせ。あなたの年金・医療保険が変わります。

Point 1 **年金の3つの保障が充実!**

年金が「2階建て」になり保障がワイドになります!

年を取ったら受け取る **老齢年金**

障害と認定されたら受け取る **障害年金**

働き手が亡くなったら受け取る **遺族年金**

Point 2 **医療保険がさらに充実!**

傷病手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

扶養基準(130万円)を意識せず働けるようになります。

これまで: 国民年金・国民健康保険(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するもの、保険料に異変はありませんでした。これからは、年収106万円(月額8.8万円)を超える等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険(厚生)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚生・健保)が新たに発生するもの、その分保障も充実します。

これまで	これから
●保険料のご負担 国民年金・国民健康保険 本人負担なし 22,500円/月	●保険料のご負担 厚生年金保険・国民健康保険 本人負担なし 12,500円/月
●年金支給 国民年金のみ(加入している場合は支給されません)	●年金支給 国民年金に加入する方が対象となります。
●健康保険(健保) 国民年金(厚生)	●健康保険(健保) 国民年金(厚生)

※金額は一例であり、年収130万円の例です。 ※金額は一例であり、年収106万円(月額8.8万円)の例です。